

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：34427

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870706

研究課題名(和文) 約款の不当条項規制論の再構成 労働契約におけるその意義

研究課題名(英文) Inhaltskontrolle von AGB - unter Hinweis im Falle vom Arbeitsvertrag

研究代表者

石上 敬子 (ISHIGAMI, Keiko)

大阪経済法科大学・法学部・准教授

研究者番号：50609154

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：日本およびドイツにおける、労働契約の内容に対する法的規制(不当条項規制)について、特に「約款」を媒介とする規制に着目して研究を行った。日本法に関する研究成果は、一部のみ、平成27年9月に、関西若手研究者民事判例研究会において報告した。その他の部分、およびドイツ法等については、研究期間中に網羅的な資料収集を終え、現在検討および論文執筆作業を行っている。

研究成果の概要(英文)：Ich untersuche Inhaltskontrolle vom Arbeitsvertrag durch AGB im Vergleich zu Deutsch. Ich berichte von ein Teil des Ergebnis im Arbeitskreis am September 2014, und ueberprufe der anderer Teil jetzt.

研究分野：民法、契約法、約款法、消費者法、労働法

キーワード：約款 定型約款 不当条項規制 労働契約 就業規則

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 契約の内容上の不当性審査、不当条項規制(契約自治原則が機能しない取引類型における例外的規制)においては、一方では、個々の契約条件に対する個別的・具体的な規制、他方では、契約条件の総体を念頭においた、同じ契約条件が適用される当事者一般を基準とする、客観的・抽象的規制が求められる。前者は個別的な救済が要請される場面、特に消費者契約に対して適するものであり、既に消費者契約法において、具体的な規制基準を有していた(8~10条)。対して後者は、定型的・画一的な処理が求められる場面、特に「約款」が用いられる契約に対して適するものであり、当時、民法改正において新たに「約款規制」に関する規律群を設けることが予定されていたものの、具体的な規制基準についての議論は十分なされていない状況にあった。

(2) そこで筆者は、約款が用いられる個々の取引類型に着目し、各類型における規制のあり方を横断的に分析することで一般的な規制基準を導くべく、研究に取り組んできた。

第一に、保険約款が広く用いられる「保険契約」を素材として、保険者免責条項に対する不当性の判断基準について検討した。ここでは、個々の消費者の過失に比例した免責条項では、保険団体全体における保険数理計算の合理的基礎を危うくし、他の多数の消費者に不利益となりかねないため、定型的または段階的な保険者免責条項が相当だとする、ドイツの議論を紹介した。

(3) ところで、「労働契約」もまた、使用者があらかじめ作成した定型的労働条件群である就業規則を通じて、契約内容(=労働条件)を決定する。そこで筆者は、第二の取組みとして、「就業規則を用いる労働契約」を素材とし、約款が用いられる契約に対する不当条項規制について、総合的に検討することとした。その結果、日本においては以下の通り、民法上の不当条項規制論と労働法上の就業規則規制論との間にずれがあり、理論的基盤を整備する必要があることが明らかになった。

すなわち、労働契約において用いられる就業規則は従来、労働基準法によって最低基準を画されてきた(労基法92条1項)。これに対し、労働基準法を超えた内容について争いが生じた場合には、消費者契約法が労働契約を適用除外としたこともあって(消契法48条)、活用可能な規定が乏しかった。そこで判例は、就業規則の限定解釈、または就業規則で定められた権利(懲戒権等)の行使の場面における権利濫用規制(民法1条3項、後に労契法3条5項)といった方法を用いてきた。これは、その柔軟性が評価される一方で、予測可能性が低いという問題を有していた。

その後、労働契約法(2007年)が成立するに至り、明文において「合理性」という判断基準が示されることになった(労契法7条本文)。しかしこの基準もまた、具体性に欠けることが批判されており、改正民法において約款の不当条項規制案が示されるに及び、その判断基準と合理性基準との関係を明らかにすることの重要性が認識されはじめている。

(4) 一方、ドイツに目を転じれば、当地では2002年には民法(BGB)が改正されると共に、約款規制法(AGBG)が民法へと組み込まれた。そして、労働契約を適用除外とした従来の規定(AGBG23条)が改正され、労働法の特殊性を考慮するとの留保付きで、労働契約にも不当条項規制が適用されることとなった(BGB310条4項)。こうしたドイツの法状況は日本で数年後には起こりうる状況を想起させるものであり、改正後10年以上に及ぶ判例・学説は、日本の今後を見通す貴重な手がかりとなりうる。勿論、紹介文献は既にいくつか存在するが、規制の概要を紹介するものや、各論的研究にとどまる。これに対して本研究は、民法上の約款規制理論を踏まえて理論的基盤の整備を行い、総合的な本格研究を行おうとするものである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究ではまず、ドイツで新設された「労働契約への不当条項規制」に関する規律について検討し、その意義及び課題を明らかにする。

第一に、約款規制法の制定当初(1988年)から存在していた、労働契約に対する不当条項規制の必要性を説く理論を明らかにし、それを受けて判例上行われていた、事実上の不当条項規制事例を整理・分析する(以上は日本の現在の状況に類似)。

第二に、改正以降、直接に不当条項規制の規定に依拠しながら、労働法の特殊性を踏まえて展開された労働契約への規制について、判例・学説を網羅的に分析し、いかなる修正が加えられ、いかなる判断基準が用いられたのかを明らかにする(以上は日本で今後起こりうる状況に類似)。

(2) 以上の分析を参考にして、次に、日本における今後の展開について提言を行う。

第一に、改正民法において新設予定の約款規制の規律が、労働契約に対してもたらしうる影響を明らかにし、適切な労働契約規制のあり方について考察する。

第二に、就業規則という一種の約款に即して展開された不当性の判断基準を手がかりに、約款一般の不当条項規制の具体化へ向けた提言を行う。

## 3. 研究の方法

(1) 平成 26 年度は、ドイツ法研究(ドイツにおける労働契約への不当条項規制)の成果をまとめ、論文として公表する作業が中心となる。日本法については、労働法関連では、就業規則規制に関する主要判例を収集して不当条項規制の観点から再整理し、民法関連では改正の最新動向、関連研究について、情報収集を継続する。

(2) 平成 27 年度は、まずは春の比較法学会において、前年度のドイツ法研究の成果を報告する。そして、そこでの指摘、および前年度の調査を踏まえて、日本法研究を展開する。その際、当年度に公表予定の民法改正の要綱案で示されるであろう最新の規定をフォローして、労働契約への影響を予測し、また一方、あるべき約款の不当条項規制についての提言を行う。

#### 4. 研究成果

(1) 研究期間の全般において、2 度の妊娠出産および勤務先の変更等が重なり、研究を十分進めることができなかった。しかし、資料収集と検討の作業は継続してきており、平成 29 年度から順次、成果を公表し、学会報告につなげる予定である。

(2) 1 年目から 2 年目(平成 26~27 年度)にかけては、日本法研究を先に行った。すなわち、民法改正に関する最新動向を継続的に調査し、平成 27 年 9 月の研究会において、「要綱仮案」がまとめられるまでの状況について報告した。概要は以下の通り。

「定型約款」として新たに定義された「約款」にかかる規律は、当初の案からは大幅に縮小された。とりわけ不当条項規制にかかる規律は、判断基準としては消費者契約法 10 畳の一般規定に若干の具体的考慮要素を加えたものとなったが、採用規制(締結規制)と一体として、定型約款準備者の契約相手方の「合意」を犠牲する規律へと変更されることになった。このことは、一方では規制効果の委縮を懸念させるものと言え、他方では、就業規則に関する労働契約法 7 条との文言上の乖離がいつそう広がることとなり、両者の関係についてさらに身長は分析が必要となるものと考えられる。

その後、新法は研究期間終了後の平成 29 年 5 月に成立したが、その間の動向についても網羅的に資料収集を行ってきており、現在はその整理及び分析を行っている。

(3) 2 年目から 3 年目(平成 27~28 年)にかけては、ドイツ法研究のまとめを行った。そして、その成果の一部を、「契約規制としての労働契約規制 用語法統一のための一試論」として公表する予定であった。これは、本研究課題の前提作業として、日本における

民法(契約法)と労働法との間に存在する伝統的な用語法の違いを整理し、その由来に遡った上で統一的な用語法を提示することを試みるものであった。しかし、当年度 3 月に国会に提出された民法改正法案では、新たに契約法の基本原則が明文化されており、さらなる用語法の変遷がみられたことから、その内容をフォローする修正を行うため公表を延期した。

(4) 今後の契約としては、平成 29 年度も通年で産休・育休を取得予定であるため、研究を十分進められない恐れはあるものの、まずはドイツ法部分のまとめを優先的に進め、平成 30 年 3 月までに公表する。そして、並行して日本法部分をまとめて平成 30 年 9 月までには公表し、平成 31 年度の私法学会での個別報告を目指す。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

石上敬子、民法改正の動向～「要綱仮案」まで：約款及び労働契約、関西若手研究者民事判例研究会、2014 年 9 月 8 日・20 日、同志社大学

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

石上 敬子 (ISHIGAMI, Keiko)  
大阪経済法科大学・法学部・准教授  
研究者番号：50609154

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：

(4)研究協力者  
( )